



「ILO 三次勧告を読み解く」シリーズ②

**ILO から「解決に向けた交渉をするように」って
言われているそうだけど、なんで交渉が始まら
ないのかな？**



皆さんご存知のように、経営は「解決
へ向けた具体的な交渉」を拒否し続け
ています。
それにも関わらず、ILO へは「交渉は
行っている」と報告しているのです。



ILO は日本航空の解雇問題を労使で自主的に解決することを強く求めています。第三次勧告では、以下のように述べています。

『・・・ILO 結社の自由委員会は、経済的な理由により雇用を終了された労働者を再び雇用すること（職場復帰）に関する意見が考慮されるよう、会社の新規採用活動の枠組みの中で、全面的かつ率直な協議を会社と関係組合が行うよう、要請した。』

第二次勧告でも既に『解決に向けた労使の確実に実行される事を期待する』と述べられていたが、第三次勧告ではさらに一歩進めて『全面的かつ率直な協議を会社と関係組合が行うよう要請した』と述べられています。これは ILO の解決に向けた強い意志を示しています。

しかし、会社は ILO の求めているような具体的な交渉は避けながら、団体交渉の回数だけを報告した上で「交渉は行っている」と主張しています。ILO は、『新規採用を行うのであれば、解雇された乗員の職場復帰に関する労使交渉も同時に行わなければならない』という点を勧告していますが、会社はこの点を無視し続けています。

**ん？「新規採用活動の枠組みの中で」って、どういうこと？
JAL ではとっくに新規採用が始まっているよ！**



ILOはその100年近い歴史の中で、世界中の労働者の権利向上を進めてきました。その中でJALの問題のような解雇案件も数多く解決してきました。そして、このような解雇問題を解決する上では「経済的理由によって解雇された労働者の優先的再雇用」を大きな柱としています。それは経済的理由が改善し、新たな雇用が発生した場合には、解雇された労働者を戻すのが当然という世界的な常識（コンセンサス）に基づいています。

つまり、会社の倒産によって事業を縮小し、余剰人員を解雇した場合、業績が改善して新たな人員を雇用する必要がある時点で、解雇した人員から優先的に雇用するということです。そうすることで、労働者の権利も守れますし、無用な労使紛争も回避できるのです！



更に、第三次勧告では日本政府の見解が以下のように示されています。

『日本国政府は、労使協議の問題に関して、十分かつ率直な協議の重要性について委員会と見解を共有すると表明している。』

組合は当初から、解決に向けた“十分かつ率直な論議”を求めていました。ここで示されている「委員会」とはILOの勧告を主管する「結社の自由委員会」です。

日本国政府が「十分かつ率直な協議の重要性」について委員会と見解を共有したということは、政・労・使のうち政府側と労働組合側の立場は一致したということです。

つまり、残るは使用者（経営）のみなのです。解決へ向けた労使協議の開始は、経営側の決断にかかっているということです。

また、経営の主張する「解決に向けた労使交渉」が、ILO勧告の求めている「解雇された乗員の意見が考慮されるよう、会社の新規採用活動の枠組みの中で、全面的かつ率直な協議」という点において、一度も行われていないという事実は、既にILOへも報告されています。



余剰だからって解雇したんだから、足りなくなったら再雇用って、至極当然、当たり前だよな！

ILOも日本国政府も「解決へ向けた交渉をするように！」と言っているのに、なぜ会社はやろうとしないんだろう？

